(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港施工状況確認等補助業務 川崎港の対象工事現場(調査現場を含む) R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	一般財団法人　港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3－3－1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	485,511,341	461,120,000	95.0%	
京浜港発注補助業務 川崎港の対象工事現場 R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	一般財団法人　港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3－3－1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	44,425,847	41,690,000	93.8%	
京浜港監督補助業務 川崎港の対象工事現場(調査現場を含む R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	143,238,244	136,070,000	95.0%	
京浜港監督補助業務(その2) 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	208,747,822	198,000,000	94.9%	
京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先　他 R3.4.1～R4.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	信幸建設株式会社 東京都千代田区神田司町2－2－7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	252,944,778	228,800,000	90.5%	
川崎港設計･調査資料作成業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7　京浜港湾事務所 R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	一般財団法人　港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3－3－1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	124,472,268	118,239,000	95.0%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島　航行安全情報管理室 R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.1	公益社団法人　東京湾海難防止協会 横浜市中区住吉町4-45-11	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	54,648,000	54,560,000	99.8%	
横浜港大黒地区岸壁(-12m)土質調査 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭地先 R3.4.21～R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官代理 京浜港湾事務所副所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.21	(株)東京ソイルリサーチ横浜支店 横浜市中区相生町1-3　モアグランド関内ビル	3013201006646	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	28,094,000	23,705,000	84.4%	
川崎港臨港道路建設資材価格等調査 京浜港湾事務所 R3.4.15～R4. 3. 18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官代理 京浜港湾事務所副所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6－3－7	R3.4.15	一般財団法人　経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	10,142,000	9,680,000	95.4%	
令和3年5月分該当なし									

（別紙様式２）

公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日付財計第２０１７号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和２年４月分該当なし										
川崎港臨港道路東扇島水江町線整備効果検討業務 京浜港湾事務所 R3.5.10～R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.5.10	八千代エンジニヤリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町１－７	2011101037696	会計法第29条の3第4項 理由は別紙２－１のとおり （簡易公募型プロポーザル）	15,092,000	13,970,000	92.6%		

２－１

令 和 ３ 年 度

京浜港湾

随 意 契 約 理 由 書

（ 件名 ） 川崎港臨港道路東扇島水江町線整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニヤリング株式会社横浜センター と随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業における整備効果について、検討を行うものである。

臨港道路の整備効果の検討にあたっては、交通量推計及び整備効果評価に精通していることが必要となり、専門的な技術が必要である。また、当事業箇所周辺の開発計画の動向、現況の交通状況や道路利用状況の変化等の多岐にわたる知識も必要となる。

よって、「当該事業箇所における臨海部の混雑状況を適切に評価し、現況再現性の高い交通量推計を行うため、推計モデルを設定する上での着目点」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

八千代エンジニヤリング株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニヤリング株式会社横浜センター と随意契約致したい。

（別紙様式３）

公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日付財計第２０１７号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港湾事務所車両管理業務 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	国内ロジスティクス株式会社 大阪府守口市八雲東町２丁目８２番２２号大日駅前ビル３Ｆ	6120001159768	一般競争入札	1,560,364	893,200	57.2%	単価契約 予定調達総額 7,145,596
京浜港湾事務所庁舎清掃 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	(株)イーアンドワイ 東京都練馬区田柄４丁目４６番５号	2011401017803	一般競争入札	3,310,582	1,485,000	44.9%	
京浜港湾事務所独身寮清掃等業務 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	(株)イーアンドワイ 東京都練馬区田柄４丁目４６番５号	2011401017803	一般競争入札	1,144,176	990,000	86.5%	
京浜港湾事務所庁舎等設備保守点検業務 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	(株)ビー・エム・ヨコハマ 横浜市中区長者町３－８－１３	4020001043257	一般競争入札	3,026,977	1,980,000	65.4%	
京浜港湾事務所乗合自動車交換購入 一式	分任支出負担行為担当官代理 京浜港湾事務所副所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.26	神奈川三菱ふそう自動車販売(株) 横浜市鶴見区安善町２－１－７	6020001023224	一般競争入札	8,050,035	7,851,660	97.5%	
京浜港湾事務所乗合自動車借上 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.5.21	ニッポンレンタカーアーバンネット（株） 東京都千代田区神田紺屋町１７	1020001058968	一般競争入札	1,341,450	924,000	68.9%	

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日付財計第２０１７号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
横浜港新本牧地区工事安全管理等業務 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	東亜建設工業株式会社横浜支店 横浜市中区太田町１－１５	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙４－１のとおり	668,670,750	667,700,000	99.9%		
土地使用料(東扇島) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-5	6010001008770	会計法第29条の3第4項 理由は別紙４－２のとおり	37,696,296	37,696,296	100.0%		
土地使用料(大黒) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい６－３－７	R3.4.1	横浜市 横浜市中区本町６－５０－１０	3000020141003	予決令第99条第16号	107,889,600	107,889,600	100.0%		
令和3年5月分該当なし										

別紙４－１

令和３年度

京 浜 港 湾

随　意　契　約　理　由　書

（件　名）横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店　と随意契約致したい。

記

新本牧ふ頭建設事業については、航行安全対策について学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下検討会議という。）を 2018（平成３０）年１２月に設置し、検討を行った。その中で、新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを海事関係者及び海上保安庁から強く要請された。

これに対して、共同事業者である国土交通省関東地方整備局と横浜市港湾局で、当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることを勘案し、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで 2019（令和元）年５月の検討会議で了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に横浜市と国土交通省関東地方整備局で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市回答）を取り交わし、その協定書に従って新本牧地区における建設工事の安全管理業務を令和２年度より実施しているところである。

本業務は、国及び横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保するため、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、横浜市との共同事業として安全管理業務を遂行することを目的とする。

東亜建設工業(株)横浜支店は、本件業務を当局と共同で実施する横浜市が既に契約を予定しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。

よって、会計法第２９条の３第４項に基づき、東亜建設工業(株)横浜支店と随意契約するものである。

別紙４－２

令和３年度

京浜港湾

随意契約理由書

（件名）土地使用料（東扇島）

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島水江町地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第２９条の３第４項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。